

第1 沿革

平成11年4月1日

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例に基づき、高知市若草町10番5号に設置される。

療育福祉センターに統合された機関（名称は統合当時のもの）は、

子鹿園

難聴幼児通園センター

中央身体障害者更生相談所

幡多身体障害者更生相談所

精神薄弱者更生相談所

中央児童相談所（障害児部門）

である。

平成14年4月1日

一般病棟と重度病棟を統合し、1病棟制になる。

平成14年9月

病棟改修工事完了（高知県指令14高医療第260号）

平成18年4月1日

発達障害者支援法に基づく発達障害者支援センターを設置

障害者自立支援法に基づく児童デイサービス及び短期入所事業を開始

平成18年10月1日

障害者自立支援法に基づく日中一時支援事業を開始

平成21年4月1日

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に基づき、病院を廃止し、診療所を開設

診療所一般病床設置許可 19床（高知県指令20高医薬第2154号：平21.3.23）

診療所開設許可（高知市指令20重保地第237号：平21.3.23）

診療所使用許可（高知市指令20重保地第238号：平21.3.25）

保険医療機関指定（四厚高発第0326001号：平21.3.26）

肢体不自由児施設の入所機能を廃止し、通園施設を開設

肢体不自由児通園施設指定 通所定員20名（高知県指令20高障害第2703号：平21.3.31）

（注）平成11年に統合された各機関の沿革（名称は統合当時のもの）

<子鹿園>

昭和31年度 高知県立整肢子鹿園として設立

健康保険法による指定（昭31.8.1）

病院開設許可（高知県指令31医第1021号：昭31.10.11）

病院使用許可（高知県指令31医第1025号）

	肢体不自由児施設認可 73床 (厚生省)
	完全給食認可
昭和33年	基準看護・基準給食・基準寝具認可 (高知県指令33保第412号)
昭和34年	入所定員100床 (高知県指令34医第17018号)
昭和38年	母子入園開始(10床)入所定員110床 (高知県指令38医第549号)
	身体障害者福祉法に基づく医療機関指定 (厚生省収社第193号-1)
昭和39年	高知県立子鹿園と改称 (県条例第33条)
	全床一類看護適用承認 (高知県指令39保第156号)
昭和40年	生活保護法による医療機関指定 (高知県指令40厚第57号昭40.11.1)
昭和41年	重度棟新設 (20床)入所定員130床 (高知県指令41医第2056号)
昭和47年	全病棟特類看護適用承認 (高知県指令46保第676号)
	結核予防法による医療機関指定 (高知県指令46予第7号)
昭和49年	全病棟特二類看護適用承認 (高知県指令49保第443号)
昭和50年	園舎全面改築完成
昭和52年	歯科新規標榜
昭和57年	新重度棟新築
平成元年	園舎改修
平成 6年	本館内部改修及び重度棟 2階倉庫増築
平成 8年	小児科新規標榜
	リハビリテーション科新規標榜
平成10年	精神科新規標榜
平成11年	療育福祉センター改修工事完成
	入所定員58床 (一般病棟30床・重度病棟23床・母子病棟5床) (高知県指令10長第49号)

< 難聴幼児通園センター >

昭和55年 8月 高知県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例
により設置

< 中央身体障害者更生相談所 >

昭和27年 4月 高知県身体障害者更生相談所設置条例により設置

< 幡多身体障害者更生相談所 >

昭和30年 7月 高知県身体障害者更生相談所設置条例により設置

< 精神薄弱者更生相談所 >

昭和35年10月 精神薄弱者福祉法第12条の規定に基づき設置

< 中央児童相談所(障害児部門) >

昭和23年 3月 高知県中央児童相談所設置条例、同規則公布、業務開始